

ご旅行条件書

募集型企画旅行

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面及び同法12条5による契約書面の一部になります。

ご旅行条件書にご案内していない旅行業務取扱料金に関しては
(旅行業務取扱料金のご案内)をご参照下さい。

株式会社 地球の歩き方T&E

本書には、募集型企画旅行の販売に際して、地球の歩き方T&E(以下当社という)とお客様との間で締結する募集型企画旅行契約に関する重要事項が記載されていますので、必ず一読頂きましてお願いします。
※ここに記載のない事項は当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。
※募集型企画旅行の内容・条件はインターネットホームページ等において旅行日程等コース毎の条件を説明したもので、本旅行条件書・確定書面(最終日程表)及び、観光庁認可による当社旅行契約(募集型企画旅行契約)によります。
※お申し込みの条件は変更される場合がございます。予めご了承ください。

●お申込み条件

1. 日本国内に在住で、日本語による口頭および書面(電子メール、ウェブページを含む)でのコミュニケーションが支障なくおこなえる方以外の募集型企画旅行契約のお申し込みをお断りする場合があります。
2. 但し、以下に該当される方はお申し込み時に必ずお申し出ください。もしお申し出がなくても後で当該されていることが発見された場合は、契約成立後でも契約を解除させていただきます。ただし、20歳未満の方のみのご参加
- 2.1 妊産婦の方
- 2.2 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方
- 2.3 特定のお客様層や旅行目的を有する旅行につき、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合
- 2.4 2.1に該当される場合、保護者の同意書が必要です。18才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 2.5 2.2-2.4に該当される場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部について内容を追加させていただくか、又はご負担の少ない他旅行をお勧めするか、あるいは変更をお断りする場合がございます。
3. お客様のご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要と判断し、必要と認められる一切の費用はお客様の負担となります。
4. お客様のご都合により別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件をお断りする場合があります。
5. お客様のご都合により旅行の行程が大幅に変更される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等を書面でご連絡頂きます。
6. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
7. 当社が一人様追加の方同志の相部屋希望は受け付けません。必ず一人部屋追加代金をお支払い頂きます。
8. その他、当社の業務上の都合によりお申し込みをお断りする場合があります。

●お申し込み方法及び旅行契約の成立

1. 当社は、電子メール(ウェブの予約画面を含む)・お電話・ファックスその他の通信手段により、募集型企画旅行契約のお申し込みを受け付けます。
2. 当社にお客様からの申し込みに対する回答を電子メール(ウェブの回答画面を含む)・お電話・ファックスその他の通信手段によりご連絡させていただきます。
3. 当社が旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(下記金額のお申込みをお支払いいただいた場合)に、申込み金額は旅行代金もしくは取消料の一部に充当します。この期間内にお申込金の支払いがなされない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

●別表第一 申込金(第五条第一項関係)

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	5万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	2万円以上旅行代金まで

4. 旅行契約は、電子メール(ウェブの予約画面を含む)・お電話・ファックスにてお申し込みの場合には、申込金の支払い後当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立し、また電話によるお申し込みの場合は、本項3にお申込金を当社が受理したときに成立いたします。
5. お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の手紙等を得て、お客様がキャンセル待ち状態でお待ち頂ける期間を確認したうえで、お客様がキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます(キャンセル待ちの登録は予約完了を保證するものではありません)。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申し出があった場合又は「お待ちいただける期間でして結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。その際の銀行振込手数料はお客様の負担となります。
6. 本項5の場合で、キャンセル待ちの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

●お客様が出発までに実施する事項

1. (1)パスポート(査証)およびビザ(査証)について
パスポートに参加しよとするお客様は必ずお申し込み前にお客様ご自身にて、渡航先および異なる残存有効期間をご確認の上、旅行期間中有効なパスポートをご用意ください。
2. 渡航先(及び乗り換え地点)およびビザ(査証)が必要な場合がありますが、原則として、ビザの必要の有無の確認および取得はお客様自身にて行って頂きます。ただし、渡航先によってはお客様ご自身でのビザの申請手続きが行えない場合に限り、当社は、お客様からの求めに応じて、代行申請を行います。その際、ビザの申請料の他に、別途規定の渡航手続代行手数料、送付手数料を申し受けます。
▲パスポート・ビザ情報は、地球の歩き方ホームページ「旅行準備」にて取得代行ページhttp://www.arukikata.com/visaにてご確認ください。
※当社は、お客様がパスポートやビザの不備によって旅行を中止せざるをえない事態が生じても、旅行代金の返金や補償には応じられませんのであらかじめご了承ください。
3. 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国審査管理事務所にてご自身でご確認下さい。
4. 渡航先でのパスポート紛失等に加え、ご出発前にパスポートの最初の写真(お客様の情報が記載されているページ)のコピー及び手帳のパスポート用ページ(改札)を券別にお持ちになることをお勧めいたします。
5. 保険衛生について
渡航先の衛生状況については、「厚生労働省「検疫所」ホームページ：http://www.forth.go.jp/」でご確認下さい。
6. 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。
下記の外務省「外務省海外安全」ホームページ：
http://www.pubanzen.mofa.go.jp/」でご確認下さい。
7. 渡航先「海外危険情報」が発出された場合の備忘事項について
旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約内容を変更又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が渡航先の是非を検討していただき、以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が合理的な措置を取られると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

●契約責任者

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者の手配を行う場合、その責任ある代表者を契約責任者と定め、当社と旅行者間の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなします。

●契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1. 本書面は、旅行契約成立後契約書面の一部となります。契約書面はインターネットホームページ等において旅行日程等コース毎の条件を説明したもので、本旅行条件書等により構成されます。
2. 本項1の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに原則として送付にてお渡しします。(原則として旅行開始日の10日前〜7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までに済みます。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたり前日にお支払いいただきます。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたり前日にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日当日が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。また、早期申込み(早割)等と称する、予約及び契約締結の期日が定められている企画旅行の場合は当社が指定する期日にお支払いいただきます。
旅行代金は銀行振込みにてお支払いいただきます。(振込手数料はお客様のご負担となります)

●お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、ホームページなどに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」プラス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、「申込金」「取消料」「変更補償金」の額の算出の基準となります。

●追加代金

「追加代金として表示した金額」は、以下の代金・料金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めてお断りしたものを除きます。)

1. お一人部屋を使用される場合の追加代金
2. 募集広告に掲載された最少催行人員未満での催行確定のご希望をお受けする旨ホームページ等に記載したコースの追加代金
3. 延泊の結果、週末・祭日など運送機関の課す追加料金の設定がある日日本帰着となる追加代金
4. ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップの追加代金
5. 「食事なしプラン」等を基本とする旅行日程において「食事付きプラン」等への変更による差額料金
6. ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のコースの追加代金
7. ホームページ等で当社が「C-DFラッシュ追加代金」と称する航空運賃席のクラス変更に関する差額代金
8. その他ホームページ等で「XXX追加代金・追加料金」と称するもの(航空会社指定がインクルードされた追加代金等ご希望をお受けする旨ホームページ等に記載した場合の追加代金)

●割引代金

「割引代金」は以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

1. ホームページなどで当社が「トリプル割引」と称し、1つの部屋に3人以上以上が宿泊する事を条件に設定した1人あたりの割引代金
2. その他ホームページ等で「XXX割引」と称するもの

●旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(等級が選択できるコース特定等級の等級を利用するコースが適用)・バス/フェリーの運賃
2. 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様ご負担」または「各自移動」と表記されている場合を除きます。)
3. 旅行日程に明示した観光の料金(及び飲料・酒代金・入場料)
4. 旅行日程に明示した宿泊の料金(及びバス・タクシー料金(フロントにて特別に別途の記載がない限り)・入浴料)その他の料金(飲料は含まれません)
5. 航空機による手荷物の運搬料金(お一人様20kg以内が原則)となっておりますが、ご利用の等級や方面によって異なる場合があります(詳しくは係員にお尋ねください)。
6. 現地で手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)。但し、一部の空港・駅・ホテルにてポーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
7. 添乗員同行料金の添乗員費用。
8. 上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

1. 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
2. クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイク等に対する心付けその他の追加料金等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税金・サービス料。
3. 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)。
4. お一人部屋を使用される場合の追加代金。
5. ご希望の参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金。
6. 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。
7. 日本国内の空港施設使用料。
8. 旅行日程中の空港税等(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税等を含んでいない場合もございます)。
9. 運送機関の課す付加運賃(航空燃油料・チャージなど)燃油費高騰・空港混雑税等により、予約済みのお客様にも再度運賃のご入金をお願いする場合がございます。

●旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運賃計画にない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ運業者が当該事由が当社に関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行者サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

●旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更したときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたり前日にお客様に通知いたします。
2. 当社は、本項第1条の定める適用運賃・料金の減額がなされる時は、同条の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

3. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
4. 前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行者サービスに対して取消料、違約料その他の他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます)が増加した場合(サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の産廃・部屋その他他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除きます)、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額します。
5. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社に責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したご旅行の旅行代金の額を変更することがあります。
6. 奇数人数で申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人追加代金を申し受けたお客様1人部屋となり、複数申し込みされたお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を受け取られ、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

●お客様の交換

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料として21,000円(税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に關する費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、お客様の承諾をいただいた効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に關する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交換が不可能となり、交換をお断りする場合があります。

●旅行契約の解除・払い戻し

【旅行開始前】

①お客様の解除権

- (1) お客様は、いつでも当社が別表第二に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込みの営業時間内にお受けします。通信契約を解除する場合にあつては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へお客様の署名なく取消料の支払を行います。
- (2) 当社は本項①の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に取受いている旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。
- (3) お客様は、本項①に該当する場合は取消料なしに旅行契約を解除できます。一 当社により契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が別に掲げるものその他の重要なものであると認められる限りです。二 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に就いた旅行の、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。三 貴客が旅行先に対して、期日までに、確定書面を交付しなかったとき。四 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に就いた旅行の実施が不可能となったとき。
- (4) お客様が旅行先において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは、お客様がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領部分においてできなかった部分の契約を解除することができます。
- (5) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者サービスの当該受領部分でできなかった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行者サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

②当社の解除権

- (1) お客様が指定する期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項の(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいたします。
- (2) 次の項目に該当する場合は、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除することができます。一 お客様が当社からあらかじめ明示した性別・年齢・資格、技能その他の参加旅行者の条件を定めていないことと判明したとき。二 お客様が病氣、必要ない介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。三 お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。四 お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。五 お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないときは、この場合は4/27〜5/6、7/20〜8/31、12/10〜1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたり前日、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたり前日旅行中止のご通知をいたします。六 スキー等の特定の活動をする場合は、お客様が事前に当社に旅行の締結の際に明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。七 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行者サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に就いた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。八 通信契約を締結したお客様が、旅行の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないこととなる場合。
- (3) 当社は本項②の(1)により旅行契約を解除したときは、既に取受いている旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引き払い戻しをいたします。また本項①の(2)により旅行契約を解除したときは、既に取受いている旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しをいたします。その場合の銀行振込手数料はお客様の負担となります。

【募集型企画旅行の航空券発券後の取り直し】

航空券代金ご入金確認後、航空券を発行いたします。ご旅行発券後の変更・取消の場合、通常の募集型企画旅行の変更・取消料とは別に航空券取消料(発費)及び払戻手数料(弊社手数料)が発生します。航空券取消料は、航空会社の規定により「取消料」として発生し、一律35,000円(お一人様当たり)と定められておりますが、ご出発の前日(土・日・祝祭日を除く11:00〜17:00)までにご連絡頂いた場合のみ適用となります。上記期日以降は、航空会社の規定により一連ご連絡できないこととなります。尚、ご出発日以降の変更・取消及び無連絡の場合は、航空券代金相当額と燃油付加運賃などを含む諸料金の返金はいたしかねますことをあらかじめご了承ください。下記、取消料及び払戻手数料をご参照下さい。

●募集型企画旅行の発券後の航空券取消料及び払戻手数料

契約解除の取消料	払戻手数料	
旅行代金をご入金いただいた(航空券発券後)から旅行開始前日までに	¥35,000	¥10,800
旅行開始当日・無連絡不参加		航空券代金相当額

【旅行開始後】

①お客様の解除・払い戻し

- (1) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一

切の払い戻しをいたしません。
(2)旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの一部を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払わずに当該不該不能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービス提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

②当社の解除権

7. 旅行開始後であっても、次に掲げる場合にはお客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することができます。

- (1) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための現地係員・添乗員の指示に従わない団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- イ. 旅行代金の払戻し
当社は本項②アの規定に基づいて旅行契約を解除したときはお客様とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- ウ. 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

エ. 本項②アの(1)、(3)に記載した事由で旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じ、出発地に戻る為の必要な手配を致します。この場合の一切の費用はお客様のご負担となります。

●旅行代金の払い戻しの期間

1. 当社は、旅行代金の額の変更(1)(2)(3)(5)の規定により旅行代金が減額された場合には「前項規定」によりお客様は、且当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除した日または解除の日から起算して20日以内、旅行代金の増額又は旅行開始後の解除による払戻しにおいては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

2. 本項1の規定は【当社の責任】または【お客様の責任】で規定するところによりお客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

●旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様と以下と異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

1. お客様が旅行サービスを受けるときに、お客様がそれがあるために必要な措置を講ずること。
2. 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

●当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していたときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

●添乗員

1. 乗員の同行の有無はパンフレット、ホームページ等募集広告に明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行については添乗員が、添乗員が同行しない旅行については旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行については、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

●当社の責任

1. 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配提供者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償致します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときは限りです。
2. 前項の場合を除きお客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合には、お客様は、本項原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに起因する旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに起因して生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
 - ⑤自由行動中の事故。
 - ⑥食中毒。
 - ⑦盗難。
 - ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更目的の滞在時間の短縮。その他当社または手配提供者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
3. 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては四日以内、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときは限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

●特別補償

この規定において「企画旅行参加中」とは、当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される企画旅行行程に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に着(解散)するまでとなります。ただし、お客様が帰国及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届出することなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその間又はその間又は企画旅行参加中とはなりません。また、当該企画旅行行程に、お客様が当社の手配による運送・宿泊サービスの提供を一時的に受けられない日がある場合において、その旨及び当該日が生じた場合においてお客様が被った損害に対しこの規定による補償金及び見舞金の支払いが行われたい旨を契約書面に明示したときは、当該日は企画旅行参加中とはなりません。

当社は、前条第1項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきまたは死亡・補償金として海外旅行2,500万円・入院見舞金として通院日数10日・海外旅行4万円~40万円・通院見舞金として通院日数10日・海外旅行2万円~20万円・携行品にかかると損害賠償金(15万円を限度)(但し、1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。

●旅程保証

当社は、別に掲げる契約内容の変更(次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合には、旅行代金に同右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内を支払います。

ア. 天災地変

- イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体に安全確保のために必要な措置
 - ク. 標準旅行契約における第十六条から第十八条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
2. 当社が支払すべき変更補償金の額は、一旅行契約について支払われようとする変更補償金は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

●お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規

定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するに努めなければなりません。お客様は旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一お客様と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

●弁済業務保証金(旅行業協会の保証社員である場合)

(弁済業務保証金)

- 第三十二条 当社は、社団法人日本旅行業協会(東京都千代田区霞ヶ関町3丁目3番3号)の保証社員となっております。
2. 当社が募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。
 3. 当社は、旅行業法第二十二條の第十一項の規定に基づき、社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担保金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づき営業保証金は供託していません。

●オプションツアー又は情報提供

1. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を取受けて当社が企画実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)
【特別補償】の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で企画内容、当社と明示します。

2. オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した【特別補償】で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、そのオプションツアー又は確定書面に記載した場を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。

3. 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供として可能なスポーツ等」を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社が特別補償金を適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、そのオプションツアー又は確定書面に記載した場を除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

●お買い物案内について

お客様の便宜をはかするため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社は、お土産の選定は、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいいたしませんのでトラブルが生じないよう商品の確認およびプレートの受け取りなどを必ず行うください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国際語法令により日本へ持ち込みが禁止されている物品がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

●事故等の申し出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知ができない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●ご帰国後のお忘れ物検索について

1. お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物等が帰国後に発見し、当社がお客様からのお問い合わせに捜索する場合は、調査・調査費用として1件につき4,000円を申し受けます。また、紛失・忘れ物が見つからない場合でも、当調査・通信費用を頂きます。
2. 回収代行・送料、関税等諸費用が生じたときは、これらの費用はお客様のご負担となります。

●個人情報取扱いはについて

1. 当社及び受託旅行者(販売店)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、お客様が申し込んだ旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます)。

※このほか、当社及び販売店では、(1)当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

2. 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物のご案内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただきます。なお、当社グループ企業の商品及び各企業における個人情報のお問い合わせ窓口については、それぞれホームページをご参照ください。

(当社グループ企業)
株式会社ダイナム・ベック社
http://www.arukikata.co.jp/guidebook/privacy.html

3. 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗した航空便名等に係る個人データ、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛にお申出ください。

●募集型企画旅行契約約款について

この条件に定める事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)に拠ります。当社旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求下さい。

当社旅行業約款 <http://info.arukikata.com/tande/> からご覧いただけます。

●各種書面の作成について

当社は、お客様からの求めに応じ、見積書、行程表、当社が発行する所定の様式以外の領収書等の書面を作成する場合、1件につき5,250円の書面作成手数料を申し受けます。

●海外旅行傷害保険加入のすすめ

より安心、より旅行したくためには、万が一の事故やトラブルに備えて海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。当社のホームページには、オンラインで加入手続きを行い、保険代金クレジットカードで決済できる「海外旅行傷害保険インターネット契約サービス」がございますので、ぜひご利用ください。

●その他

1. 当社にはかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
2. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受け取る予定であった同サービスを受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず当社は責任を負いません。
3. 当社所定の申込書にお客様のローマ字を氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りご記入ください。お客様の氏名が誤り記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社は、(お客様の交際の)頂上にて、お客様の交替手数料をいただきます。高、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には別に定める当社所定の取消料をいただきます。
4. こども代金は、旅行開始当日を基準に満2才以上~12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始当日を基準(ご乗車のコース)により異なる場合がございます。満2才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
5. 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、ホームページ等に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に着(解散)するまでとなります。
6. 日本国内の空港等から、本項5の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

7. お客様が個人の急な変更(買物等を添乗員等に依頼された場合)に伴う諸費用が旅行手配に要した諸費用が生じたときは、これらの費用はお客様に全額ご負担いただきます。

●別表第二 取消料(第十六条第一項関係)

契約解除の日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日に当たる日以降~31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以前以降~31日以前	旅行代金の20%
旅行開始日 前々日~当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注: 「ピーク時」とは、12月20日から1月10日まで、4月25日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
備考: 取消料の金額は、契約書面に明示します。

貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約

イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(ロからこまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びヒに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 当該船舶に係る取消料の規定に拘束されず。

●別表第三 変更補償金(第二十九条第一項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたり(%)の率	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の目的地的変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内のある空港または本邦外のある空港又は旅行終了した海外の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日まで旅行者に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合はをいいます。

注二: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容の間に確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更による一件として取り扱います。

注三: 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四: 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用されません。

注五: 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車等又は一泊中にて複数発生した場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六: 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までを適用せず、第九号によります。

●語学研修・ホームステイ参加にあたっての重要事項(参加者の心得)

- (1) ホームステイの意義
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、家族を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本からの参加者が、海外の文化と生活することで、互いの文化・習慣・ものの考え方の違いを体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。
- (2) ホストファミリーの定義
受入家庭には様々なタイプの家庭があります。多人数の若い夫婦、リタイアした老夫婦、子供がいない場合、一人で暮らしている場合等、これらすべてをホストファミリーと定義します。また、受入家庭によって人種・宗教・職業等の違いはありますが、受入機関により決定された受入家庭をこれら理由により変更や取消はできません。
- (3) ホストファミリーの変更
受入家庭の不慮の出来事や家族の病気、または天災など、やむを得ない事情により急に受けがなくなる場合があります。この場合は受入家庭を変更したり、次の家庭が見つかるまでの間ホテルや学生寮に滞在することもあります。
- (4) 滞在地について
受入家庭の多くは学校から30~60分程度の場所にあり、通学には距離により徒歩・自転車・バス・電車を併用することになりますが、その交通費は参加者の負担となります。
- (5) ホームステイ中の食費について
何の都合でも食費の用意がされなかったとしても、それが故意でなければ金銭の補償はいたしません。諸外国の食事は日本の一般家庭よりも概ね質素であると言えます。家族と同様のものが提供されている以上は、食費も異文化体験のひとつであることへの必要があります。

旅行企画・実施: 観光庁登録旅行業第1685号 (株)地球の歩き方 T&E
東京都新宿区新宿3-1-13 東京直営店ビル5F 電話 03-5362-7300
(社)日本旅行業協会正会員

総合旅行業取扱管理者
旅行事業部: (東京) 岩崎 卓 彦 電話 03-5362-7300
(大阪) 勝田 圭 信 電話 06-6345-4401
留学事業部: (大阪) 栗栖 圭 信 電話 03-5362-7200
(大阪) 勝田 圭 信 電話 06-6345-0622
(名古屋) 西森 朋 幸 電話 052-959-1020

個人情報保護相談窓口
電話 03-5362-7200 FAX 03-5362-7071
受付時間 11:00~18:00(金・土・日/29~31及び祝祭日を除く)
email privacy@studyabroad.co.jp

総合旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この総合旅行契約に関する担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご連絡ください。総合旅行業取扱管理者にご質問ください。

語学研修プログラムの重要事項

日本発着利用航空会社について

当プログラムでは、下記の航空会社（航空会社略号案内）の利用を予定しております。

AA: アメリカン航空 / AC: エア・カナダ / AF: エールフランス / AY: フィンランド航空 / AZ: アリタリア / ータリア航空 / BA: ブリティッシュエアウェイズ / BR: エバー航空 / CA: 中国国際航空 / CI: チャイナエアライン / CX: キャセイパシフィック航空 / CZ: 中国南方航空 / DL: デルタ航空 / EK: エミレーツ航空 / EY: エティハド航空 / GA: ガルゼインドネシア航空 / HA: ハワイアン航空 / JL: 日本航空 / JQ: ジェットスター航空 / KE: 大韓航空 / KL: KLM オランダ航空 / LH: ルフトハンザドイツ航空 / LX: スイスインターナショナルエアラインズ / MH: マレーシア航空 / MU: 中国東方航空 / NH: 全日空 / NW: ノースウエスト航空 / NZ: ニュージーランド航空 / OS: オーストリア航空 / OZ: アシアナ航空 / PR: フィリピン航空 / QF: カンタス航空 / QR: カタール航空 / SK: スカンジナビア航空 / SQ: シンガポール航空 / SU: エアフロロート・ロシア航空 / TG: タイ国際航空 / TK: トルコ航空 / UA: ユナイテッド航空 / VN: ベトナム航空

利用予定航空会社については、日本発着時の航空会社を表記しています。乗り継ぎ便や現地内移動については他の航空会社となる場合があります。

渡航手続きについて

訪問国の入国ビザについては、ご希望によりお受け致します。その際別途渡航手続き代行契約を結ばさせていただきます。方面・業務の都合によりお受けできないこともございます。当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証などの取得が出来なくともその責任を負いません。それによる取消・変更が発生した場合の取消料はお客様負担となります。

ホストファミリー・寮（レジデンス）について

ホストファミリーや寮の詳細は、最終行程表と共に概ねご出発の7～3日くらい前（遅くとも前日まで）にご連絡いたします。但し、ホストファミリーのプライバシー尊重のため、お知らせできる情報が限られる場合がありますのであらかじめご了承ください。参加者側さまざまな条件（アレルギーや喫煙の有無など）、や現地の事情により決定が遅れたり、一度通知されたホストファミリーが変更になる場合があります。また、受入機関の都合で2軒以上のホストファミリー宅又は寮に滞在する場合があります。いずれの場合も、それぞれホストファミリーがプログラムの趣旨を理解・賛同して皆さんを迎えてくれることには変わりありません。一家庭での滞在者数は、地域やコース、参加者の申込書内容等によって異なります。全行程あるいは日程の一部で一家庭に二人以上の複数名が滞在することがあります（複数滞りは、他国籍または日本人参加者と一緒になる場合があります）。

(1) ホームステイの意義
ホームステイはホテルに宿泊するのではなく、宿泊を提供する一般家庭に宿泊するものです。日本人の参加者が、海外の家族と共に生活することで、互いの国の文化・習慣・もの考え方の違いを実際に体験し、相互の理解を深めることにホームステイの目的があります。

(2) ホームステイの定義
プログラム内でご紹介するホームステイは、宿泊するための部屋と食事を提供することのみを契約内容として、滞在費や食費を支払う下宿型のペイニングシステムによるホームステイとなります。ペイニングシステムによるホームステイの場合、ホストファミリーは宿泊するための部屋と食事を提供することについては義務を負っていますが、余暇

を共に過ごすなど、家庭生活を体験させることについては、ホストファミリーの厚意であり、契約上約束されているものではありません。受け入れ家庭にはいろいろなタイプの家があります。共働きの子供、リタイアした老夫婦、子供がいる場合、いない場合、一人で暮らしている場合、母子家庭等。また、人種も白人、黒人、アジア系、南米系などさまざまです。宗教についても各国・各家庭によって違います。家族構成や人種、宗教、職業等の希望を出すことはできませんし、各受入機関によって決定された受入家庭を上記の理由で変更・取消することはできません。

(3) ホストファミリーの責務
プログラム内でご紹介するホームステイは、宿泊のための部屋と食事を提供することのみを契約内容として、滞在費や食費を支払う下宿型のペイニングシステムによるホームステイとなります。ホストファミリーは宿泊するための部屋と食事を提供することについては義務を負っていますが、余暇を共に過ごすなど、家庭生活を体験させることについては、ホストファミリーの厚意であり、契約上約束されているものではありません。

(4) ホストファミリーの言語環境
ホームステイ先によっては、家族同士の会話において、「留学目的の言語」以外の言語を話す場合があります。家族の中に「留学目的の言語」が話せない方がいる場合などのケースもありますが、参加者との会話以外の場合は家族間のコミュニケーションとしてご理解ください。

(5) ホストファミリーの変更（参加者よりの希望）
参加者の個人的な理由かつ一方的な希望によるホストファミリーの変更はお受けできません。

(6) ホストファミリーの変更（現地の事情）
現地の家庭が参加者の受け入れを決定した後でも、家庭内の不慮の出来事や家族の病気、または天災などやむを得ない事情により急に受け入れが不可能になったり、滞をお断りすることがあります。この場合には受け入れ家庭を変更したり、やむを得ずホテルや学生寮に滞在する場合があります。

(7) ホームステイ中の食事について
食事は家庭で食事をとる時に家族と同じものが提供されますが、何かの事情により食事の用意がされなかったとしても、それが故意によるものではなく、金銭での補償はありません。諸外国の食事は質素であると感じるかもしれませんが、家族と同じものが提供されている場合には、それに対して不満を述べることはするべきではありません。食事も異文化体験の1つとらえる心構えをしましょう。また、食事についてはご自身で準備していただく場合もあります。

(8) 滞在地区について
ホームステイ地区は主に学校から30～60分程（大都市では60分～90分）の場所にあります。通学は距離によって徒歩や自転車・バス・電車などを利用し、その交通費は参加者の負担となります。一度決定したホームステイは、居住している場所や学校までの距離を理由に変更はできません。何らかの問題がある場合には、学校の宿泊担当者へご相談ください。

(9) 寮（レジデンス）滞在
パンフレット上の学生寮とは、各語学学校が契約している民間寮（レジデンス）での滞在となり、各部屋は原則として2～3人又は4人使用します（コースによっては1人部屋使用もあります）。各部屋には机・ベッド・クローゼット（簡単な洋服ダンス）があります。バス・シャワーやトイレ・コインランドリーは共有する場合があります。

(10) 寮（レジデンス）での生活・食事
レジデンスには一般旅行者やいろいろな目的の

人たちが滞在しています。ルールを守り、他の人の迷惑にならないようにしましょう。食事つきコースの場合セルフサービス方式が多く、レジデンスのカフェテリアを利用します。食事はレジデンス周辺のレストランで外食するか、食べ物をストックアウトして頂くことになります。

(11) 寮（レジデンス）から学校まで
ロケーションにより、歩いて行ける場所から公共交通機関を利用して1時間程かかる場所もあります。交通費は参加者の負担となります。

(12) 寮（レジデンス）での注意事項
入退寮時間や食事時間などについての規則があります。入寮時によく説明を聞いて規則は必ず守ってください。規則に違反した場合、退寮処分など厳格な対応がなれることがあります。この場合の滞在費・授業料などの費用の返金は一切ありません。また、入寮時にデポジット（保証金）が必要となる場合があります（US\$100～US\$200程度）。お部屋に破損など問題がない場合は、退寮時に全額返金されます。各コース設定の寮が満室の場合、学校より寮の代案があります。その際、滞在条件や料金が変更の場合はご案内致します。

研修参加の心得

(1) 授業
原則的には授業は月～金の週5日で行われます。土・日および祝祭日は休校となる為、授業は行われません。（その場合の返金、振り替え授業はありません。）研修初日にはレベル分けのテストが行われ、自分にあったレベルへ授業を受けます。日本人の英語レベルは他国籍の人と比べて文法は強く、リスニング・スピーキングが弱いといわれています。従ってクラス分けが初級から中級クラスに固まってしまう、特に学生が集中する春・夏休みの時期は、クラスメイトがほとんどまたは全員日本人になってしまう事もあります。残念ながら日本人が多いという理由での変更はできません。また、レベル分けの結果、対象クラスがない事があります。この場合はプライベートレッスンになり、レッスン数が少なくなる場合があります。レッスン回数はグループレッスン費用をもとに算出されます。

(2) 研修校担当者
語学研修中は、各学校の担当スタッフが皆さんの手助けをいたします。日本人アドバイザーがいる学校もありますが、いない学校に関してもその国の言葉で勉強しに来ているわけですから、遠慮せずにわからない事はどんどんスタッフに相談しましょう。実際に授業を受けてクラスのレベルが自分に合っていないと感じたら先生などに相談して下さい。適切なアドバイザーと対応をしてください。但し、授業運営のやむを得ない事情により希望に添えない場合もあるでしょう。しかし意思表示のない場合は、「不満なし」と解釈されるのが常識です。疑問や要望は日本にいる家族の人に言っても心配させるだけですから、まずは学校のスタッフへ相談してください。

(3) 宿泊担当者（アコモデーション・コーディネーター）
滞在先を手配する責任者です。滞在先に関する事は彼らに相談下さい。また、予期せぬ事情により、お約束している滞在条件を果たせない場合も稀にあります（約束されている食事の提供を受けられない等）。このような場合は、お早目に担当者へ状況報告してください。皆さんの方から申し出がない限り、知らないままに研修が終わっていったことになりかねません。

(4) 課外活動（アクティビティ・プログラム）
各学校では自由時間を利用して、アクティビティ・プログラム（ソーシャル・プログラム・エクスカージョン等と呼ぶ事もある）と称する課外活動を行います。これらは原則的に参加は任意であり、別料金（ほとんど実費）を支払って現地で申し込みます。このプログラムは学校主催のため、アクティビティ

の詳細・スケジュール・料金等は現地にてご確認ください。また、バンジージャンプなど通常の海外旅行保険ではカバーできない種類もあり、万一事故があった場合、当社の特別補償保険の適用範囲外となりますので、充分に考慮してご確認の上でご参加ください。保険会社とよく相談された後、運動危険割増特約などを付保されることをお勧めいたします。

(5) 休校日

現地の祝祭日および学校が独自に定める休校日は授業が行われず、原則として休日に授業振り替えも行われません。入校日が休校日にあたる場合は、月曜日は自由行動となり、火曜日から登校となります。その場合の返金、振り替え授業はありません。

現地受入機関による契約解除

参加者が著しくプログラムの趣旨に反し、プログラムの円滑な運営を妨げると判断される場合は受入機関または受入家庭が滞をお断りすることがあります。また、語学学校等の規律を守らない場合や無断欠席をした場合も同様に以後の授業への出席をお断りすることがあります。いずれの場合も滞在費、授業料等の払い戻しはいたしません。また、ホームステイに替えホテル滞りになった場合のホテル代や早期帰国等の追加費用は参加者の負担となります。

帰国日延長のお申し込みについて

お申込時、お客様のご希望により別途費用で、旅行日程をのびして帰国日を延長する手配をお受けすることができます。ご希望の内容によっては満席などの理由で手配できないこともあります。現地で追加のお申し込みや変更は出来ません。ご自身で個人的にされる場合は、万が一の緊急対応のため、必ず日本の自宅に連絡先を届けていただくか、弊社あて現地連絡先を提出していただくようお願いいたします。

空港送迎について

パンフレット記載のコースには全て往路分の空港送迎が付いています。場合により空港にて同じ時間帯でご到着の方をお待ちいただくことがございます。あらかじめご了承ください。復路の送迎は含まれておりませんので、ご自身で空港へ向かってください。（交通費は参加者負担となります）

各学校のデータについて

各コース毎のページに記載されている学校の内容やデータは、あくまでも過去の統計に基づく参考資料です。従って「必ず」や「保証」などの特記がない限り、お約束されている内容ではありません。また、「学校選びのポイント」マークはパンフレット作成時のデータに基づいています。

その他

研修参加中に何か問題があった場合、帰国後のお申し出では取り返しのつかないことが多いため、現地での問題はすぐに学校の責任者またはアドバイザーへ相談し、早期の問題解決を心掛けてください。外国では「沈黙」＝「不満無し」と解釈されます。また、滞する地域は文化、習慣などが日本と異なるということをご理解いただき、ご自身の行動には責任を持ち、節度ある行動と積極的なコミュニケーションをもって、滞在が有意義なものになるようにしましょう。

時間帯の目安

04:00	07:00	12:00	18:00	23:00	04:00
早朝	午前	午後	夜	深夜	

燃油サーチャージについて

燃油サーチャージとは

燃油サーチャージとは、原油の高騰に伴って、航空会社の企業努力で吸収しきれない燃油価格の一部を、乗客の皆様にご負担いただく追加運賃のことです。本来であれば、燃料経費は航空運賃に含まれるものですが、燃油価格の激しい変動に対応するため、また、お客様に分かりやすく提示するたため、通常の航空運賃とは別に徴収されるものです。国土交通省は、燃油価格が一定水準に戻るまでという廃止条件を明確にし、通常の運賃に付加して、全ての乗客に一律にご負担頂くという新しい形式の追加運賃を認可いたしました。つまり、燃油価格が下落した際には引き下げ、または廃止されますが、逆に燃油価格の高騰が続けば負担額がさらに増えることもあります。また、燃油サーチャージは航空会社により金額が異なります。

当プログラムでの取り扱い

燃油サーチャージ額は各料金表の下に目安額を別途表示しております。航空会社、利用区間ごとに異なりますのでお問い合わせ時にご案内させていただきます。当プログラムの基本旅行代金には燃油サーチャージが含まれておりませんので旅行代金と合わせてお支払い下さい。原油価格の高騰により契約成立後に燃油サーチャージが増額される場合には不足分を追加徴収させていただきます。減額された場合には減額分を払い戻し致します。

国内空港施設使用料・海外空港諸税について

国内空港施設使用料（税込み）

成田国際空港施設使用料（大人2,610円）、羽田国際空港施設使用料（大人2,570円）、関西国際空港施設使用料（大人3,040円）、中部国際空港施設使用料（大人2,570円）は旅行代金に含まれておりません。旅行代金とあわせてお支払いください。*成田、関西空港の料金には旅客保安サービス料が含まれています。

海外空港諸税

渡航先や国又は地域によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等（出入国税、空港施設使用料、税関審査料）などの支払いが義務付けられています。当プログラムの旅行代金には海外空港諸税は含まれておりません。旅行代金とともにお支払いください。複数の国や都市に渡航する旅程では、海外空港諸税はその都度必要となります。また、利用する航空便の経路による空港や国・都市の通過経路によってその合計額が異なる場合がありますので、お問い合わせ時に、所要額詳細をご利用便ごとにご案内いたします。